

平成29年度

3月補正予算の概要

八代市

平成29年度3月補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	前年同期比
一 般 会 計 (第 8 号)	69,103,400	698,500	69,801,900	△ 2.2%
特 別 会 計	38,372,330	65,540	38,437,870	0.4%
国民健康保険 (第 3 号)	21,366,159	65,526	21,431,685	△ 0.5%
介護保険 (第 3 号)	14,609,446	14	14,609,460	2.1%
簡易水道事業 (第 4 号)	379,445	0	379,445	5.0%
そ の 他	2,017,280	0	2,017,280	△ 3.4%
企 業 会 計	8,103,075	0	8,103,075	0.4%
合 計	115,578,805	764,040	116,342,845	△ 1.2%

一般会計事項別明細

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	14,575,040	298,057	14,873,097
2 地 方 譲 与 税	523,800		523,800
3 利 子 割 交 付 金	10,600		10,600
4 配 当 割 交 付 金	44,000		44,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,900		23,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,521,000		2,521,000
7 ゴルフ場利用税交付金	4,500		4,500
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	79,000		79,000
9 地 方 特 例 交 付 金	50,700		50,700
10 地 方 交 付 税	15,933,048	43,319	15,976,367
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000		23,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	856,818		856,818
13 使 用 料 及 び 手 数 料	788,936		788,936
14 国 庫 支 出 金	11,493,256	△ 191,001	11,302,255
15 県 支 出 金	6,559,467	189,668	6,749,135
16 財 産 収 入	149,849		149,849
17 寄 附 金	315,707	10,000	325,707
18 繰 入 金	2,372,515		2,372,515
19 繰 越 金	1,118,801	121,257	1,240,058
20 諸 収 入	884,763		884,763
21 市 債	10,774,700	227,200	11,001,900
歳 入 合 計	69,103,400	698,500	69,801,900

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	382,674		382,674
2 総 務 費	5,516,468	451,729	5,968,197
3 民 生 費	23,086,156	183,492	23,269,648
4 衛 生 費	14,219,006	14,000	14,233,006
5 農 林 水 産 業 費	4,881,621	53,966	4,935,587
6 商 工 費	1,583,075	28,170	1,611,245
7 土 木 費	6,074,111	△ 35,832	6,038,279
8 消 防 費	2,296,661		2,296,661
9 教 育 費	4,292,739	10,000	4,302,739
10 災 害 復 旧 費	197,073	△ 7,025	190,048
11 公 債 費	6,133,686		6,133,686
12 諸 支 出 金	420,130		420,130
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	69,103,400	698,500	69,801,900

一般会計補正予算

(単位：千円)

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
【総務費】	451,729	<p>職員給与経費(退職手当)(人事課) 91,114 退職手当額の不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 717,837千円 - 626,723千円 = 91,114千円</p> <p>生活交通確保維持事業(企画政策課) 202,909 地方バス路線維持費補助金 運行系統：24系統 (産交バス(株)23系統、(株)麻生交通1系統) ①地方バス運行等特別対策補助：200,194千円(23系統) ②コミュニティバス運行业務補助：2,715千円(1系統)</p> <p>コミュニティセンター施設整備事業(市民活動政策課) 53,025 平成29年4月より開設している泉コミュニティセンターについては、3階屋内運動場が吊天井であり、かつ、3階部分を利用するためには、建築基準法上、内壁改修等の工事が必要となることから、現在、1・2階部分に限定して供用を開始している。そこで、国の「集落活性化推進事業費補助金」を活用して、上記の制限を解消するために、吊天井及び内壁改修等の工事に要する経費を補正するもの。 泉コミュニティセンター吊天井等改修工事：53,025千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティセンター施設整備事業</td> <td>53,025</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	コミュニティセンター施設整備事業	53,025	県支出金 (定額) 21,930 国庫支出金 (1/2) 23,701 市債 (95%) 27,800
事 項	限 度 額						
コミュニティセンター施設整備事業	53,025						
		<p>国庫支出金等返還金事業(会計課) 104,681 過年度の国庫支出金等の精算に伴い超過交付分を返還するもの。 <主なもの> 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金：39,000千円 障害者自立支援給付費国庫負担金：23,007千円 障害者自立支援給付費県負担金：11,240千円 等45件 計 114,681千円 補正後額 補正前額 補正額 114,681千円 - 10,000千円 = 104,681千円</p> <p>繰越明許費(鏡支所地域振興課) - 発電機の更新にあたり、必要な電気負荷と発電機出力の再検討が必要となり、既存設備の現況調査及び設計の見直しなどに不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となるため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市庁舎施設整備事業</td> <td>16,600</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	市庁舎施設整備事業	16,600	
事 項	限 度 額						
市庁舎施設整備事業	16,600						
		<p>繰越明許費(新庁舎建設課) - 契約当初、基本設計について平成29年10月の業務完了を予定していたが、庁舎内配置や敷地内条件(水源地、都市計画道路等)の大幅な変更が生じ、協議・整理に不測の日数を要したため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庁舎建設基本・実施設計事業</td> <td>59,526</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	新庁舎建設基本・実施設計事業	59,526	
事 項	限 度 額						
新庁舎建設基本・実施設計事業	59,526						
【民生費】	183,492	<p>更生医療給付事業(障がい者支援課) 20,000 生活保護のじん臓及び一般の心臓・じん臓以外の給付費が増加したことにより、不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 185,406千円 - 165,406千円 = 20,000千円</p> <p><※平均単価> 補正後額 補正前額 増減 (34,990円) (31,210円) (+3,780円)</p>	国庫支出金 (1/2) 10,000 県支出金 (1/4) 5,000				

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
		重度心身障がい者医療費助成事業（障がい者支援課） 当初予算で見込んでいた平均単価より、助成平均単価が増加したことから、不足額を補正するもの。 補正後額 267,853千円 - 補正前額 260,093千円 = 補正額 7,760千円 <※平均単価> 補正後額 (5,150円) 補正前額 (5,015円) 増減 (+135円)	7,760 国庫支出金 (1/2) 3,880 県支出金 (1/4)
		補装具交付・修理事業（障がい者支援課） 当初予算で見込んでいた件数より、申請件数が増加したことから、不足額を補正するもの。 補正後額 23,353千円 (290件) - 補正前額 20,909千円 (260件) = 補正額 2,444千円 (+30件)	2,444 国庫支出金 (1/2) 1,222 県支出金 (1/4) 611
		障害福祉サービス給付事業（障がい者支援課） 障がい福祉サービスの利用増に伴い、給付額が増加したことにより、不足額を補正するもの。 補正後額 2,644,960千円 - 補正前額 2,628,984千円 = 補正額 15,976千円 <※主な要因> ・自立訓練：+11,280千円 ・生活介護：+ 6,587千円	15,976 国庫支出金 (1/2) 7,988 県支出金 (1/4) 3,994
		障がい児通所支援事業（障がい者支援課） 新規事業所の開設等により、障がい児通所サービスの利用が増加したことから、不足額を補正するもの。 補正後額 427,021千円 - 補正前額 386,142千円 = 補正額 40,879千円 <※主な要因> ・児童発達支援 : +13,090千円 ・放課後等デイサービス : +31,444千円	40,879 国庫支出金 (1/2) 20,439 県支出金 (1/4) 10,219
		私立保育所保育委託事業（こども未来課） 私立保育所へ支弁する公定価格単価の改正により、一人あたりの保育単価が増加したことから、不足額を補正するもの。 補正後額 4,745,408千円 - 補正前額 4,730,071千円 = 補正額 15,337千円 <※平均単価> 補正後額 (97,561円) 補正前額 (96,768円) 増減 (+793円)	15,337 国庫支出金 (1/2) 7,668 県支出金 (1/4) 3,834
		生活保護費給付事業（生活支援課） 高齢者世帯数の増加等により、一人あたりの医療費単価等が増加したことから、不足額を補正するもの。 補正後額 2,976,604千円 - 補正前額 2,893,604千円 = 補正額 83,000千円 <※一人あたりの月平均単価> 補正後額 (95,640円) 補正前額 (89,550円) 増減 (+6,090円)	83,000 国庫支出金 (3/4) 62,250

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源								
		<p>住宅応急修理事業（地震災害関連）（建築住宅課） △ 1,904</p> <p>熊本地震による、災害救助法の規定に基づき、熊本県の事務委任を受け実施するもので、6月補正にて不足する12件分について予算計上を行ったが、4件分について年度内の完了が見込めないことから、平成30年度当初予算へ組替えを行うため、同額を減額補正するもの。</p> <p>住宅応急修理業務委託：△1,904千円</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 3,484千円 - 5,388千円 = △1,904千円</p> <p>指定管理委託に伴う債務負担行為（健康福祉政策課） -</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【更新】 地域福祉センター等福祉施設管理運営委託</td> <td>H29～ H30</td> <td>49,104</td> <td> <p>対象施設：坂本地域福祉センター、鏡地域福祉センター、 (8施設) 鏡老人デイサービスセンター、東陽地域福祉保健センター、 泉地域福祉センター、泉憩いの家、 五家荘デイサービスセンター、柿迫生きがいセンター</p> <p>指定管理期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年・公募）</p> <p>委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>委託金額：49,104千円</p> <p>※前回指定管理期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年）</p> <p>前回委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>前回委託金額：106,827千円（3年合計） 35,609千円（単年）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	件名	期間	限度額	事業概要	【更新】 地域福祉センター等福祉施設管理運営委託	H29～ H30	49,104	<p>対象施設：坂本地域福祉センター、鏡地域福祉センター、 (8施設) 鏡老人デイサービスセンター、東陽地域福祉保健センター、 泉地域福祉センター、泉憩いの家、 五家荘デイサービスセンター、柿迫生きがいセンター</p> <p>指定管理期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年・公募）</p> <p>委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>委託金額：49,104千円</p> <p>※前回指定管理期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年）</p> <p>前回委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>前回委託金額：106,827千円（3年合計） 35,609千円（単年）</p>	<p>県支出金 (10/10) △ 1,904</p>
件名	期間	限度額	事業概要								
【更新】 地域福祉センター等福祉施設管理運営委託	H29～ H30	49,104	<p>対象施設：坂本地域福祉センター、鏡地域福祉センター、 (8施設) 鏡老人デイサービスセンター、東陽地域福祉保健センター、 泉地域福祉センター、泉憩いの家、 五家荘デイサービスセンター、柿迫生きがいセンター</p> <p>指定管理期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年・公募）</p> <p>委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>委託金額：49,104千円</p> <p>※前回指定管理期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年）</p> <p>前回委託先：社会福祉法人 八代市社会福祉協議会</p> <p>前回委託金額：106,827千円（3年合計） 35,609千円（単年）</p>								
		<p>繰越明許費（こども未来課） -</p> <p>ひので保育園改築について、平成29年度中の竣工を予定していたが、平成28年熊本地震の復旧・復興関連事業の影響で、資材価格の高騰及び技術者や現場作業員の不足などの影響により、入札不調となったため、設計を見直したうえで、再入札を行うこととなった。そのため、平成29年度内の事業完了が困難となり、施設整備にかかる補助金全額を繰越すもの。</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私 立 保 育 所 施 設 整 備 事 業</td> <td>199,800</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	私 立 保 育 所 施 設 整 備 事 業	199,800					
事 項	限 度 額										
私 立 保 育 所 施 設 整 備 事 業	199,800										
【衛生費】	14,000	<p>こども医療費助成事業（こども未来課） 14,000</p> <p>当初予算で見込んでいた件数より、助成件数が増加したことから、不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 428,024千円 - 414,024千円 = 14,000千円 (234,800件) (227,900件) (+6,900件)</p> <p>環境センター建設事業（環境センター建設課） -</p> <p>【歳入組替】 環境センター建設事業の国庫支出金「循環型社会形成推進交付金」の交付額が見込額よりも減少することに伴い、環境センター建設事業の市債「合併特例債」借入額が見込額よりも増加するため補正するもの</p>	<p>国庫支出金 (1/3) △ 331,353 市債 (95%) 314,700</p>								

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																																																																																																																			
【農林水産業費】	53,966	<p>農業生産総合対策事業（農業振興課） 178,837</p> <p>県の「生産総合事業（強い農業づくり交付金）」を活用し、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の導入等に要する経費の一部を補助する経費を補正するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体</th> <th>対象作物</th> <th>受益戸数</th> <th>事業内容</th> <th>事業費 (千円)</th> <th>補助金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一トマト研究会</td> <td>トマト</td> <td>5戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス導入 5棟</td> <td>189,000</td> <td>83,125</td> </tr> <tr> <td>第二トマト研究会</td> <td>トマト</td> <td>3戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス導入 3棟</td> <td>117,504</td> <td>51,680</td> </tr> <tr> <td>(株)Soraトマト部会</td> <td>トマト</td> <td>5戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス導入 1棟</td> <td>100,116</td> <td>44,032</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>406,620</td> <td>178,837</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※補助率(1/2以内)</p> <p>繰越明許費（農業振興課） -</p> <p>平成29年度6月補正で予算化した農業生産総合対策事業1,482,687千円のうち、1,232,740千円分が熊本地震の本格復旧工事の影響から労働者の確保が困難になり繰り越すこととなった。また、今回の農業生産総合対策事業の補正額178,837千円についても全額繰越すため、合計で1,411,577千円を繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 業 生 産 総 合 対 策 事 業</td> <td>1,411,577</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>県営土地改良事業負担金事業（農地整備課） △ 124,871</p> <p>本年度の県営土地改良事業について、各事業地区の事業費が確定したことから負担金の補正を行うもの。</p> <p style="text-align: right;">市債 (90%・75%)</p> <p style="text-align: right;">△ 115,300</p> <p>【県営土地改良事業負担金事業内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正後額</th> <th>補正前額</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営体育成基盤整備(負担率10%)</td> <td>42,634千円</td> <td>93,000千円</td> <td>△ 50,366千円</td> </tr> <tr> <td>鏡町塩浜地区</td> <td>2,400千円</td> <td>5,500千円</td> <td>△ 3,100千円</td> </tr> <tr> <td>昭和地区</td> <td>14,934千円</td> <td>41,000千円</td> <td>△ 26,066千円</td> </tr> <tr> <td>野崎地区</td> <td>3,100千円</td> <td>3,500千円</td> <td>△ 400千円</td> </tr> <tr> <td>両出地区</td> <td>7,200千円</td> <td>25,000千円</td> <td>△ 17,800千円</td> </tr> <tr> <td>貝洲地区</td> <td>15,000千円</td> <td>18,000千円</td> <td>△ 3,000千円</td> </tr> <tr> <td>湛水防除事業(負担率13%)</td> <td>1,690千円</td> <td>16,640千円</td> <td>△ 14,950千円</td> </tr> <tr> <td>野崎地区</td> <td>1,690千円</td> <td>16,640千円</td> <td>△ 14,950千円</td> </tr> <tr> <td>排水対策特別事業(負担率10%)</td> <td>21,400千円</td> <td>66,500千円</td> <td>△ 45,100千円</td> </tr> <tr> <td>第二郡築</td> <td>21,400千円</td> <td>66,500千円</td> <td>△ 45,100千円</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設補修事業(負担率10%)</td> <td>1,719千円</td> <td>7,524千円</td> <td>△ 5,805千円</td> </tr> <tr> <td>郡築地区</td> <td>1,400千円</td> <td>5,400千円</td> <td>△ 4,000千円</td> </tr> <tr> <td>氷川下流地区</td> <td>319千円</td> <td>2,124千円</td> <td>△ 1,805千円</td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設整備事業(負担率5%)</td> <td>8,850千円</td> <td>17,500千円</td> <td>△ 8,650千円</td> </tr> <tr> <td>文政地区</td> <td>4,600千円</td> <td>7,500千円</td> <td>△ 2,900千円</td> </tr> <tr> <td>金剛地区</td> <td>2,000千円</td> <td>7,250千円</td> <td>△ 5,250千円</td> </tr> <tr> <td>八代海岸地区</td> <td>2,250千円</td> <td>2,750千円</td> <td>△ 500千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>76,293千円</td> <td>201,164千円</td> <td>△ 124,871千円</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体	対象作物	受益戸数	事業内容	事業費 (千円)	補助金 (千円)	第一トマト研究会	トマト	5戸	低コスト耐候性ハウス導入 5棟	189,000	83,125	第二トマト研究会	トマト	3戸	低コスト耐候性ハウス導入 3棟	117,504	51,680	(株)Soraトマト部会	トマト	5戸	低コスト耐候性ハウス導入 1棟	100,116	44,032	計				406,620	178,837	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		農 業 生 産 総 合 対 策 事 業	1,411,577		区 分	補正後額	補正前額	補正額	経営体育成基盤整備(負担率10%)	42,634千円	93,000千円	△ 50,366千円	鏡町塩浜地区	2,400千円	5,500千円	△ 3,100千円	昭和地区	14,934千円	41,000千円	△ 26,066千円	野崎地区	3,100千円	3,500千円	△ 400千円	両出地区	7,200千円	25,000千円	△ 17,800千円	貝洲地区	15,000千円	18,000千円	△ 3,000千円	湛水防除事業(負担率13%)	1,690千円	16,640千円	△ 14,950千円	野崎地区	1,690千円	16,640千円	△ 14,950千円	排水対策特別事業(負担率10%)	21,400千円	66,500千円	△ 45,100千円	第二郡築	21,400千円	66,500千円	△ 45,100千円	基幹水利施設補修事業(負担率10%)	1,719千円	7,524千円	△ 5,805千円	郡築地区	1,400千円	5,400千円	△ 4,000千円	氷川下流地区	319千円	2,124千円	△ 1,805千円	海岸保全施設整備事業(負担率5%)	8,850千円	17,500千円	△ 8,650千円	文政地区	4,600千円	7,500千円	△ 2,900千円	金剛地区	2,000千円	7,250千円	△ 5,250千円	八代海岸地区	2,250千円	2,750千円	△ 500千円	合 計	76,293千円	201,164千円	△ 124,871千円	<p>県支出金 (10/10)</p> <p>178,837</p>
事業実施主体	対象作物	受益戸数	事業内容	事業費 (千円)	補助金 (千円)																																																																																																																	
第一トマト研究会	トマト	5戸	低コスト耐候性ハウス導入 5棟	189,000	83,125																																																																																																																	
第二トマト研究会	トマト	3戸	低コスト耐候性ハウス導入 3棟	117,504	51,680																																																																																																																	
(株)Soraトマト部会	トマト	5戸	低コスト耐候性ハウス導入 1棟	100,116	44,032																																																																																																																	
計				406,620	178,837																																																																																																																	
【繰越明許費】		単位：千円																																																																																																																				
事 項	限 度 額																																																																																																																					
農 業 生 産 総 合 対 策 事 業	1,411,577																																																																																																																					
区 分	補正後額	補正前額	補正額																																																																																																																			
経営体育成基盤整備(負担率10%)	42,634千円	93,000千円	△ 50,366千円																																																																																																																			
鏡町塩浜地区	2,400千円	5,500千円	△ 3,100千円																																																																																																																			
昭和地区	14,934千円	41,000千円	△ 26,066千円																																																																																																																			
野崎地区	3,100千円	3,500千円	△ 400千円																																																																																																																			
両出地区	7,200千円	25,000千円	△ 17,800千円																																																																																																																			
貝洲地区	15,000千円	18,000千円	△ 3,000千円																																																																																																																			
湛水防除事業(負担率13%)	1,690千円	16,640千円	△ 14,950千円																																																																																																																			
野崎地区	1,690千円	16,640千円	△ 14,950千円																																																																																																																			
排水対策特別事業(負担率10%)	21,400千円	66,500千円	△ 45,100千円																																																																																																																			
第二郡築	21,400千円	66,500千円	△ 45,100千円																																																																																																																			
基幹水利施設補修事業(負担率10%)	1,719千円	7,524千円	△ 5,805千円																																																																																																																			
郡築地区	1,400千円	5,400千円	△ 4,000千円																																																																																																																			
氷川下流地区	319千円	2,124千円	△ 1,805千円																																																																																																																			
海岸保全施設整備事業(負担率5%)	8,850千円	17,500千円	△ 8,650千円																																																																																																																			
文政地区	4,600千円	7,500千円	△ 2,900千円																																																																																																																			
金剛地区	2,000千円	7,250千円	△ 5,250千円																																																																																																																			
八代海岸地区	2,250千円	2,750千円	△ 500千円																																																																																																																			
合 計	76,293千円	201,164千円	△ 124,871千円																																																																																																																			

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																			
		<p>繰越明許費（農地整備課）</p> <p>・市内一円土地改良整備事業については、未だ熊本地震の影響により、仮設材料及び工事作業員の確保が困難となっていることで、10月～12月の間に入札が2回不調となったことから年度内の完成ができなくなったため。</p> <p>・農地耕作条件改善事業については、国の予算措置により9月及び12月の補正で予算化した地区に係るもので、1地区については農作物の収穫時期が例年より遅れたことで年度内の完成ができなくなったため。また、他の1地区についても全体の測量設計業務の着手が平成30年1月となったことで、その成果を利用するには工事期間の確保ができないため繰り越すもの。</p> <table border="1"> <caption>【繰越明許費】 単位：千円</caption> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 内 一 円 土 地 改 良 整 備 事 業</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業</td> <td>17,357</td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費（水産林務課）</p> <p>改良工事を行う路線について、水道工事や林道災害復旧工事と工期が重複したことや、資材運搬路が治山工事と輻輳したことに伴う協議調整に不測の日数を要したこと、また、舗装工事を行う路線において木材業者との伐採搬出作業の協議調整に不測の日数を要したため繰越すもの。</p> <table border="1"> <caption>【繰越明許費】 単位：千円</caption> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 整 備 交 付 金 事 業</td> <td>16,545</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	市 内 一 円 土 地 改 良 整 備 事 業	13,000	農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	17,357	事 項	限 度 額	道 整 備 交 付 金 事 業	16,545										
事 項	限 度 額																					
市 内 一 円 土 地 改 良 整 備 事 業	13,000																					
農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	17,357																					
事 項	限 度 額																					
道 整 備 交 付 金 事 業	16,545																					
【商工費】	28,170	<p>八代港ポートセールス事業（国際港湾振興課）</p> <p>木材や建材などのコンテナ取扱量が増加したことから、コンテナ利用助成金に不足が生じるため補正するもの。</p> <table> <tr> <td>補正後額</td> <td>補正前額</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>128,880千円</td> <td>119,210千円</td> <td>9,670千円</td> </tr> <tr> <td>(12,888TEU)</td> <td>(11,921TEU)</td> <td>(967TEU)</td> </tr> </table> <p>熊本地震復興観光拠点整備等推進事業（観光振興課）</p> <p>「（仮）くまナンステーション」と「（仮）くまナンストリートファニチャー」については、12月補正にて、実施主体の一般社団法人DMOやつしろが、県の「熊本地震復興基金交付金」の直接補助、及び、市からの補助金を活用し整備を行う予定としていたが、県の交付金については、市を通じて手続きを行う必要があることが判明した。そのため、交付金相当分の事業費、及び、県の「くまモン共有空間拡大ラボ」で研究開発された「バーチャルクマモン」の導入に要する経費を補正するもの。</p> <table> <tr> <td>補正後額</td> <td>補正前額</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>33,500千円</td> <td>15,000千円</td> <td>18,500千円</td> </tr> </table> <p>■（仮）くまナンステーション等整備費：30,000千円 【内訳】補助金額：15,000千円（12月補正で予算化済） 交付金相当額：15,000千円（今回補正額）</p> <p>■バーチャルクマモン導入経費：3,500千円 ※くまモンとセルフ撮影ができる「フォトサークルシステム」の導入、及び、くまモンスクウェアのイベント等をリアルタイムで視聴できるよう環境整備を行うもの。</p> <table border="1"> <caption>【繰越明許費】 単位：千円</caption> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊 本 地 震 復 興 観 光 拠 点 整 備 等 推 進 事 業</td> <td>18,500</td> </tr> </tbody> </table>	補正後額	補正前額	補正額	128,880千円	119,210千円	9,670千円	(12,888TEU)	(11,921TEU)	(967TEU)	補正後額	補正前額	補正額	33,500千円	15,000千円	18,500千円	事 項	限 度 額	熊 本 地 震 復 興 観 光 拠 点 整 備 等 推 進 事 業	18,500	<p>9,670</p> <p>18,500</p> <p>県支出金 (1/2)</p> <p>16,750</p>
補正後額	補正前額	補正額																				
128,880千円	119,210千円	9,670千円																				
(12,888TEU)	(11,921TEU)	(967TEU)																				
補正後額	補正前額	補正額																				
33,500千円	15,000千円	18,500千円																				
事 項	限 度 額																					
熊 本 地 震 復 興 観 光 拠 点 整 備 等 推 進 事 業	18,500																					

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源				
【土木費】	△ 35,832	<p>要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業（建築指導課） 14,168</p> <p>要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の実施とその結果報告を平成27年12月31日までにすることが義務化され、市内の1施設が耐震改修工事の意向を示したことから当初予算にて予算計上していたが、熊本地震による人手不足や建設資材高騰により改修工事費が増額となったため不足する経費を補正するもの。</p> <p>また、耐震改修設計を実施する建築士が不足しており、設計の実施が遅れ、改修工事の年度内完了が困難となったため繰越明許費を併せて設定するもの。</p> <p>事業内容 ・要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 25,668千円 - 11,500千円 = 14,168千円</p> <p>事業費 : 50,000千円 → 111,600千円 (改修工事) 補助金額 : 11,500千円 → 25,668千円 (事業費の23%) 国からの直接補助 : 10,900千円 → 24,366千円 (事業費の21.8%) 事業者負担額 : 27,600千円 → 61,566千円 (事業費の55.2%)</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業</td> <td>25,668</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業	25,668	<p>国庫支出金 (1/2) 7,084 県支出金 (1/4) 3,542</p>
事 項	限 度 額						
要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業	25,668						
		<p>被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）（建設政策課） △ 47,000</p> <p>県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」を活用し、熊本地震で被災した宅地のうち、原則として地域防災が崩れ対策事業などの公共事業の対象にならない宅地について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援するため、被災者等が施工する宅地復旧工事等に要する経費の一部を補正するもので、6、9月補正にて21件分の予算計上を行ったが、9件分について年度内の完了が見込めないことから、平成30年度当初予算へ組替えを行うため同額を減額補正するもの。</p> <p>事業内容 ・宅地復旧支援補助金 △47,000千円（島田町外 8件分） ※補助上限額：6,333千円/件</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 33,000千円 - 80,000千円 = △47,000千円</p>	<p>県支出金 (10/10) △ 47,000</p>				
		<p>被災私道復旧支援事業（地震災害関連）（建設政策課） △ 3,000</p> <p>県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」を活用し、熊本地震で被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を補助するもので、12月補正にて1件分の予算計上を行ったが、年度内の完了が見込めないことから平成30年度当初予算へ組替えを行うため同額を減額補正するもの。</p> <p>事業内容 ・私道復旧支援補助金 △3,000千円（島田町私道 1件分） ※補助上限額：3,000千円/件</p> <p>(補正後額) (補正前額) (補正額) 0千円 - 3,000千円 = △3,000千円</p>	<p>県支出金 (10/10) △ 3,000</p>				

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																																																
		<p>繰越明許費（建築指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物耐震化促進事業については、熊本地震の影響により耐震改修設計を実施する建築士が不足しており、年度内の完了が困難となったため。 ・老朽危険空き家等除却促進事業については、熊本地震の影響により市内解体事業者の人手が不足しており、年度内の完了が困難となったため。 ・アスベスト対策に係る建築物実態調査事業については、建築確認概要書のデータと他のデータ（家屋マスター等）とのマッチングに想定した以上の時間を要したこと、及び対象建築物の抽出後の調査において回答の回収等に時間を要することが見込まれ、年度内の完了が困難となったため。 <table border="1" data-bbox="406 492 997 683"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民 間 建 築 物 耐 震 化 促 進 事 業</td> <td>5,483</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老 朽 危 険 空 き 家 等 除 却 促 進 事 業</td> <td>24,798</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア ス ベ ス ト 対 策 に 係 る 建 築 物 実 態 調 査 事 業</td> <td>8,303</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費（土木課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一円道路改良事業については、国交省、警察等の関係機関や、地権者との用地・補償交渉などに不測の日数を要したため。 ・橋梁長寿命化修繕事業については、橋梁補修の委託において、特殊点検車両の使用を必要とするが、全国の橋梁調査が年度末に集中することから、点検車両手配に不測の日数を要することから年度内の完了が困難となったため。 ・市内一円橋梁改修事業については、橋梁改修に伴う工法の見直しによる設計、及び調査に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。 ・港湾施設改修事業については、漁協との協議の中で、浚渫に伴う濁水がしらす漁などに悪影響を及ぼす恐れがあるので施工時期を考慮するように要望があり、年度内の完了が困難となったため繰り越すもの。 <table border="1" data-bbox="406 1097 997 1332"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 内 一 円 道 路 改 良 事 業</td> <td>209,666</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 内 一 円 橋 梁 改 修 事 業</td> <td>12,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港 湾 施 設 改 修 事 業</td> <td>43,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費（都市整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西片西宮線道路整備事業については、用地補償の建物等調査業務委託を発注したものの、地権者との調査日程の調整及び調査後の移転工法の検討に不測の日数を要し、用地補償契約に至らず、繰越すもの。 ・八の字線道路整備事業については、用地補償の契約交渉に期間を要し、工事発注に遅延が生じ、年度内の工事完了が困難となったため繰越すもの。 ・八千把地区土地区画整理事業については、賃貸住宅の建物移転補償において、借家人との交渉に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が困難となったため繰越すもの。 <table border="1" data-bbox="399 1657 989 1848"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>80,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八 の 字 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>57,215</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業</td> <td>283,368</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		民 間 建 築 物 耐 震 化 促 進 事 業	5,483		老 朽 危 険 空 き 家 等 除 却 促 進 事 業	24,798		ア ス ベ ス ト 対 策 に 係 る 建 築 物 実 態 調 査 事 業	8,303		【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	209,666		橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	2,000		市 内 一 円 橋 梁 改 修 事 業	12,000		港 湾 施 設 改 修 事 業	43,000		【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	80,300		八 の 字 線 道 路 整 備 事 業	57,215		八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	283,368		
【繰越明許費】		単位：千円																																																	
事 項	限 度 額																																																		
民 間 建 築 物 耐 震 化 促 進 事 業	5,483																																																		
老 朽 危 険 空 き 家 等 除 却 促 進 事 業	24,798																																																		
ア ス ベ ス ト 対 策 に 係 る 建 築 物 実 態 調 査 事 業	8,303																																																		
【繰越明許費】		単位：千円																																																	
事 項	限 度 額																																																		
市 内 一 円 道 路 改 良 事 業	209,666																																																		
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業	2,000																																																		
市 内 一 円 橋 梁 改 修 事 業	12,000																																																		
港 湾 施 設 改 修 事 業	43,000																																																		
【繰越明許費】		単位：千円																																																	
事 項	限 度 額																																																		
西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	80,300																																																		
八 の 字 線 道 路 整 備 事 業	57,215																																																		
八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	283,368																																																		

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																					
【消防費】	0	<p>繰越明許費（危機管理課） 川田町西の消防ポンプ積載車格納庫新設工事において、地元地縁団体名義の用地を確保していたが、字図と現況が一致していないことが判明し、地元町内会と隣接土地所有者との調整等に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 施 設 整 備 事 業</td> <td>2,769</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		消 防 施 設 整 備 事 業	2,769														
【繰越明許費】		単位：千円																						
事 項	限 度 額																							
消 防 施 設 整 備 事 業	2,769																							
【教育費】	10,000	<p>八代市学校・子ども教育応援基金事業（教育政策課） 八代の未来を担う子どもたちの学びを地域とともに支援するため、平成29年7月に寄贈された教育振興のための寄附金を原資として、基金を創設し積立てる経費を補正するもの。</p> <p>八代市学校・子ども教育応援基金（新設） 積立金：10,000千円</p> <p>繰越明許費（教育施設課） 小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業について、金剛小スクールバス駐車場整備工事及び鏡中屋外便所改築工事において熊本地震の影響から隣接家屋解体工事の遅れや入札不調が生じ、又、H30年度に予定していた金剛小・昭和小・鏡西部小及び二見中・坂本中・千丁中のグラウンド等屋外照明設置工事をH29年度の予算の範囲内で前倒しすることとなったことから、不測の日数を要し、H29年度内の事業完了が困難となったため繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校 施 設 整 備 事 業</td> <td>19,447</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 学 校 施 設 整 備 事 業</td> <td>36,110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費（生涯学習課） 熊本地震の影響に伴う施工業者の人手不足などにより、入札が不調となり、改めて設計の見直し（工期含む）を行い、再入札の手続きを行ったところではあるが、不測の日数を要し、年度内に工事を完了することが困難な状況となったことなどのため繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八 代 市 公 民 館 整 備 事 業</td> <td>46,793</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		小 学 校 施 設 整 備 事 業	19,447		中 学 校 施 設 整 備 事 業	36,110		【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		八 代 市 公 民 館 整 備 事 業	46,793		10,000 寄附金 10,000
【繰越明許費】		単位：千円																						
事 項	限 度 額																							
小 学 校 施 設 整 備 事 業	19,447																							
中 学 校 施 設 整 備 事 業	36,110																							
【繰越明許費】		単位：千円																						
事 項	限 度 額																							
八 代 市 公 民 館 整 備 事 業	46,793																							
【災害復旧費】	△ 7,025	<p>農家の自力復旧支援事業（農地整備課） 県の「平成28年熊本地震復興基金交付金」を活用し、農業の維持を図るため、営農の基盤である被災した農地を農家自ら復旧するための経費を補助するもの。 震災の影響及び作付の関係により、平成29年度の実施が困難となり、平成30年度の当初予算に組み替えるため、減額補正を行う。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 14,155千円 21,180千円 = △7,025千円</p> <p>繰越明許費（水産林務課） 災害査定で承認された復旧工法について、基礎構造の設計に必要な地質調査や橋梁本体構造の詳細設計に係る期間に不測の日数を要したことや、復旧工事を行う路線について、水道工事や県営治山工事と工期が重複し、協議調整に不測の日数を要したため繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td>51,953</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事 項	限 度 額		林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	51,953		△ 7,025 県支出金 (10/10) △ 7,025												
【繰越明許費】		単位：千円																						
事 項	限 度 額																							
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	51,953																							

款	補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																					
		<p>繰越明許費（土木課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁施設災害復旧事業については、災害復旧工事に必要な支障物件移転調整などに不測の日数を要したため。 ・河川施設災害復旧事業については、入札不調の結果を踏まえた設計の見直し、及び復旧する護岸内にある水路の管理者との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため繰越すもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事</th> <th>項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td>12,669</td> </tr> <tr> <td>河 川 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td>4,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>繰越明許費（観光振興課）</p> <p>さかもと温泉センタークレオンの災害復旧工事について、作業員の確保が困難などの理由により入札不調（全者辞退）となり、再入札で平成30年1月23日に契約業者が決定したものの、年度内完了が困難となるため繰越すもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【繰越明許費】</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th>事</th> <th>項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商 工 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td></td> <td>22,800</td> </tr> </tbody> </table>	【繰越明許費】		単位：千円	事	項	限 度 額	道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業		12,669	河 川 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,800	【繰越明許費】		単位：千円	事	項	限 度 額	商 工 施 設 災 害 復 旧 事 業		22,800	-
【繰越明許費】		単位：千円																						
事	項	限 度 額																						
道 路 橋 梁 施 設 災 害 復 旧 事 業		12,669																						
河 川 施 設 災 害 復 旧 事 業		4,800																						
【繰越明許費】		単位：千円																						
事	項	限 度 額																						
商 工 施 設 災 害 復 旧 事 業		22,800																						
合計	698,500																							

